

石川県公報

平成 23 年 12 月 13 日

第 1 2 4 5 0 号 (火曜日)

毎 週 2 回 火 曜 金 曜 発 行

目 次

告 示		公 告	
生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更の届出 (厚生政策課)	1	一般国道の区域の変更 (道路整備課)	3
生活保護法に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の廃止の届出 (同)	1	都市計画の変更 (都市計画課)	3
医療扶助のための施術を担当させる者の指定 (同)	2	大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (経営支援課)	4
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の所在地の変更の届出 (同)	2	都市計画対象事業に係る環境影響評価書の縦覧公告 (都市計画課)	6
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の廃止の届出 (同)	2	公安委員会 平成23年度駐車監視員資格者講習の実施公告	6
医療支援給付のための施術を担当させる者の指定 (同)	2	正 誤 平成23.11.29第12446号中	8

告 示

石川県告示第551号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

平成23年12月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	変更年月日
シメノ野々市薬局	新 野々市市藤平田1丁目471番地	平成23年11月11日
	旧 石川郡野々市町藤平田1丁目65街区9番	

石川県告示第552号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

平成23年12月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
社団法人石川勤労者医療協会	金沢市京町20番3号	ヘルパーステーションかけはし	小松市宝町26番地	平成23年 11月30日
〃	〃	訪問看護ステーションかけはし	〃	〃

石川県告示第553号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成23年12月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名 (名 称)	所 在 地	指定年月日
山本 由一 (在宅マッサージ治療院 寿楽 津幡店)	河北郡津幡町加賀爪ル51番地 3	平成23年10月17日

石川県告示第554号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の 2 の規定により、指定医療機関から、次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

平成23年12月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	変更年月日
シメノ野々市薬局	新 野々市市藤平田 1 丁目471番地	平成23年11月11日
	旧 石川郡野々市町藤平田 1 丁目65街区 9 番	

石川県告示第555号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、指定介護機関から、次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

平成23年12月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
社団法人石川勤労者医療協会	金沢市京町20番 3 号	ヘルパーステーションかけはし	小松市宝町26番地	平成23年 11月30日
〃	〃	訪問看護ステーションかけはし	〃	〃

石川県告示第556号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成23年12月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名 (名 称)	所 在 地	指定年月日
山本 由一 (在宅マッサージ治療院 寿楽 津幡店)	河北郡津幡町加賀爪ル51番地 3	平成23年10月17日

石川県告示第557号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。
 なお、その関係図面は、平成23年12月13日から同月28日まで縦覧に供する。

平成23年12月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
249号	羽咋郡志賀町釈迦堂と7番2地先から 羽咋郡志賀町松木い8番地先まで	旧	22.95 ~ 64.31 166.5	中能登土木 総合事務所 羽咋土木 事務所
		新	18.70 ~ 24.55 166.5	

石川県告示第558号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

平成23年12月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	都市計画を変更した土地の区域	都市計画の図書の縦覧場所
七尾都市計画道路 (1・3・1号能越自動車道線)	七尾市三引町、高田町、垣吉町、東山町、舟尾町、奥原町、新保町、直津町、赤浦町、藤橋町、国分町、細口町、八幡町、千野町の各一部	石川県土木部都市計画課及び七尾市建設部都市建築課
七尾都市計画道路 (3・2・1号外環状線)	七尾市古府町た部、国分町ウ部、国分町シ部、国分町ム部、国分町ミ部、国分町メ部、藤橋町ア部、小丸山台三丁目、小島町12部、小島町9部、小島町6部、小島町5部、小島町7部、小島町2部、小島町力部、小島町1部、小島町ヨ部、津向町へ部、津向町中山、津向町打越及び津向町巻口の各一部	〃
七尾都市計画道路 (3・3・1号七尾金沢線)	七尾市藤野町イ部、本府中町ヲ部、本府中町ル部、本府中町ワ部、本府中町チ部、本府中町レ部、本府中町モ部、本府中町井部、上府中町セ部、上府中町ス部、川原町、鍛冶町、湊町一丁目及び湊町二丁目の各一部	〃
七尾都市計画道路 (3・4・3号川原松百線)	七尾市津向町打越、小島町ヨ部、松百町7部及び松百町ト部の各一部	〃
七尾都市計画道路 (3・4・4号臨港線)	七尾市矢田新町イ部、矢田新町八部、湊町二丁目、湊町一丁目、府中町、小島町大開地及びつつじが浜の各一部	〃
七尾都市計画道路 (3・4・5号環状線)	七尾市万行町2部、矢田町1号、矢田町2号、矢田町3号、矢田町ソ部、矢田町レ部、矢田町4号、本府中町工部、本府中町テ部、本府中町ア部、本府中町サ部、本府中町フ部、本府中町力部、本府中町ワ部、本府中町ル部、本府中町チ部、本府中町リ部、天神川原町ル部、天神川原町チ部、天神川原町リ部、所口町口部、所口町乙部、藤橋町寅部、藤橋町ソ部、藤橋町レ部、藤橋町丑部、藤橋町辰部、藤橋町夕部、藤橋町巳部、藤橋町午部、藤橋町未部、藤橋町二部、小島町17部及び小島町イ部の各一部	〃

七尾都市計画道路 (3・4・6号大田川原線)	七尾市大田町3部、大田町2部、大田町109部、大田町108部、大田町107部、大田新町八部、大田新町口部、佐味町水部、佐味町二部、佐味町八部、佐味町口部、佐味町イ部、佐味町1部、万行町5部、万行町76部、万行町4部、万行町3部、万行町1部及び矢田新町八部の各一部	〃
七尾都市計画道路 (3・4・7号三島藤橋線)	七尾市三島町、米町、阿良町、一本杉町、亀山町、馬出町イ部、馬出町ナ部、北藤橋町口部、北藤橋町子部、南藤橋町子部、南藤橋町午部、南藤橋町巳部、西藤橋町へ部、所口町チ部及び藤橋町巳部の各一部	〃
七尾都市計画道路 (3・4・8号矢田小島線)	七尾市矢田町1号、大和町ト部、大和町チ部、矢田新町イ部、矢田新町チ部、郡町二部、湊町二丁目、湊町一丁目、府中町、生駒町、米町、木町、魚町、富岡町、小島町水部、小島町大開地及び小島町ヌ部の各一部	〃
七尾都市計画道路 (3・4・11号小島線)	七尾市小島町大開地、小島町水部及び小島町へ部の各一部	〃
七尾都市計画道路 (3・4・13号大田新線)	七尾市大田町108部、大田町109部、大田町104部、大田町105部及び大田新町二部の各一部	〃
七尾都市計画道路 (3・4・15号小島赤浦線)	七尾市高田町、垣吉町、東山町、舟尾町、奥原町、新保町、直津町、赤浦町の各一部	〃

公 告

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成23年12月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ナッピーモール

七尾市藤野町口部4番ほか49筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗の名称、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

公告日 平成23年8月5日

3 市町村の意見の概要

市町村名 七尾市

意見の概要 意見なし

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成23年12月13日から平成24年1月13日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ナッピモール

七尾市藤野町口部4番ほか49筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 駐車場の位置及び収容台数、駐車場の自動車の出入口の位置の変更

公告日 平成23年8月5日

3 市町村の意見の概要

市町村名 七尾市

意見の概要 意見なし

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成23年12月13日から平成24年1月13日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アルペン小松沖町店

小松市沖周辺土地区画整理地5街区

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 新設

公告日 平成23年7月22日

3 市町村の意見の概要

市町村名 小松市

意見の概要

(1) 廃棄物に係る事項

店舗面積が1,000㎡を超える大規模小売店舗については、小松市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則に基づき、廃棄物減量計画書及び廃棄物管理責任者選任届を提出すること。

(2) その他の事項

雨水の利活用を目的に、雨水貯留槽・雨水浸透桝設置に対して助成制度がありますので、敷地内に貯留桝を設置する場合は、上下水道建設課と協議すること。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成23年12月13日から平成24年1月13日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン御経塚店

野々市市御経塚2丁目91番地

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯の変更

公告日 平成23年7月26日

3 市町村の意見の概要

市町村名 野々市市

意見の概要 意見なし

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

- 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 6 意見の縦覧期間
平成23年12月13日から平成24年1月13日まで

都市計画対象事業に係る環境影響評価書の縦覧公告

環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第25条第2項の規定により、法第21条第2項に規定する環境影響評価書(以下「評価書」という。)を補正したので、補正後の評価書、これを要約した書類及び法第24条の書面(以下「評価書等」という。)を縦覧に供する。

平成23年12月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 都市計画決定権者の名称
石川県
- 2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 能越自動車道(田鶴浜～七尾)
 - (2) 種類 一般国道の改築
 - (3) 規模 延長約10キロメートル、4車線
- 3 都市計画対象事業が実施されるべき区域
七尾市三引町、高田町、垣吉町、東山町、舟尾町、奥原町、新保町、直津町、赤浦町、藤橋町、国分町、細口町、八幡町及び千野町の各一部
- 4 都市計画対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域
七尾市
- 5 評価書等の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 場所 石川県土木部都市計画課、七尾市建設部都市建築課及び七尾市役所田鶴浜市民センター(旧田鶴浜支所)
 - (2) 期間 平成23年12月13日から平成24年1月16日まで
 - (3) 時間 午前8時30分から午後5時まで

公 安 委 員 会

平成23年度駐車監視員資格者講習の実施公告

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の13第1項第1号イに規定する講習を次のとおり実施するので、確認事務の委託の手續等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号)第6条の規定により公示する。

平成23年12月13日

石 川 県 公 安 委 員 会

- 1 実施日時
 - (1) 講義
平成24年1月26日(木) 午前9時から午後5時15分までの7時間
平成24年1月27日(金) 午前9時から午後5時15分までの7時間
(受付時間:両日とも午前8時30分から午前8時50分まで)
 - (2) 修了考査
平成24年2月3日(金) 午前9時30分から午前10時30分までの1時間
(受付時間:午前8時45分から午前9時15分まで)
- 2 実施場所
石川県金沢市鞍月1丁目1番地
石川県警察本部
- 3 受講人数
定員15名程度(申込み先着順で、定員になり次第受付を終了する。)
- 4 受講申込要領

(1) 申込期限

平成24年1月12日(木)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで

(3) 申込書の提出先

石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部交通部交通指導課内

駐車監視員資格者講習受付担当

電話 076 - 225 - 0110 (内線5154・5155)

(4) 提出方法及び必要書類

次の書類を、直接持参して申し込むこと。

なお、講習受講日には、運転免許証等の写真がちょう付された身分証明書類を提示すること。

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書

注1 受講申込時に押印する印鑑は、ゴム印を使用しないこと。

押印した印鑑も併せて持参されることをお勧めします。(訂正等に備えて。)

注2 受講申込書表面と同裏面(注意事項)は、一枚の用紙に両面印刷して申し込むこと。

イ 写真 1枚

申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真(縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル。裏面に氏名を記載すること。)

ウ 講習手数料 19,000円

石川県証紙を使用料(手数料)納入票に貼付して提出すること。

(5) 申込書及び納入票の入手方法

駐車監視員資格者講習受講申込書及び手数料納入票の入手方法については、石川県警察ホームページの「各種申請届出書式ダウンロード」の頁からダウンロードするか、又は石川県警察本部交通部交通指導課内駐車監視員資格者講習受付担当で受領すること。

<http://www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/>

5 修了証明書の交付

(1) 考查合格者にのみ、修了証明書を交付するものとする。

(2) 駐車監視員資格者証を取得するには、修了証明書の交付を受けた後、更に駐車監視員資格者証交付申請(手数料9,900円)をして審査を受けなければならない。

(3) 駐車監視員資格者証交付申請方法については、修了証明書交付時に教示する。

6 その他

(1) 道路交通法第51条の13第1項第1号口に規定する認定審査も講習に併せて実施することとし、申請期間、日時及び場所は、講習と同様とする。

(2) 講習及び認定の詳細については、下記まで問い合わせること。

(問い合わせ先)

石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部交通部交通指導課違法駐車対策係

電話 076 - 225 - 0110 (内線5154・5155)

正 誤

平成23年11月29日発行の石川県公報第12446号中、正誤次のとおり

ページ	件名	誤	正
3	石川県告示第538号	輪島市縄又町滝谷2、大野町長板4の2、土山1の2から1の5まで、1の7から1の12まで、29の2、29の3、30の2、31の2、32の2、西円山一二5の6から5の8まで、一六15の3、15の4、16の3、16の4、18の3、19の2、19の3、三井町中藤谷内42、深見親塚1の1、道下一七2、一八59の6、59の14、59の30、59の33	輪島市縄又町滝谷2、大野町長イタ4の2、土山1の2から1の5まで、1の7から1の12まで、29の2、29の3、30の2、31の2、32の2、三井町中藤谷内42、門前町西円山壱壱5の6から5の8まで、壱壱六15の3、15の4、16の3、16の4、18の3、19の2、19の3、深見親塚1の1、道下壱壱七2、壱壱八59の6、59の14、59の30、59の33